

## 伊藤不二男著「スアレスの国際法理論」

水波, 朗  
九州大学法学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1320>

---

出版情報 : 法政研究. 24 (2), pp.131-137, 1957-10-10. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

伊藤不二男著「スアレスの国際法理論」

水波朗

十六、七世紀のスコラ学者の自然法論、万民法論、国際法論を論じた二つの優れた著書が、最近あいついで発刊された。一つは、上智大学のP・ヘルツォグ教授の著

「戦争と正義」(小林珍雄訳、創文社刊)であり、他は、

伊藤教授の本書である。前者においては、ヴィクトリアおよびスアレスを中心として「十六、七世紀のその他の神学者・倫理学者・評論家」(同書二頁)が、つまりベラルミヌス、カデエタヌス、ヴァスケ、ソトー、アリアガ、ポンシウス、シルヴィウス、グロチウス、ヴァテルその他の学者が、よく渉獵され、分析されている。したがってこの書は、伊藤教授の労作によって特にスアレスに立ち入って研究するに先立って、一般的な概観をうるのに恰好のものであり、両著はいわば総論と各論として両々相俟って読まらるべきものである。期せずしてこうした巧みなコンビネーションが成るところにも、スコラの

国際法論、自然法論にたいする今日の学界の近頃とみに高まってきた、そして恐らくは根深い、関心がよみ取られよう。



伊藤教授のこの書は二つの部分に分れている。第一部は、スアレスについての教授自身の三つの論文を整理し、一貫した体系を与えて収めたもの。第二部は、その研究の資料となった原典の翻譯である。

第二部の方から先にのべると、翻譯して収められているものは、スアレスの浩瀚な二つの著作から抽かれたその一部分である。すなわち

(一) 「法律と立法者たる神とについての論」第二卷第十七章から第二十章 *Tractatus de legibus ac Deo legislatore*,

1612, Lib, II, cap. xvii—xx.

⑤ 「神学上の三つの徳、信仰と希望と愛とについての書」

第三編「愛について」の論考第十三「戦争について」Opus

de triplici virtute theologica fide, spe et charitate,

1621, Tractatus Tertius De charitate, Disputatio

XIII De bello.

このように一部が抽出されるのは、スアレスの万民法論、国際法論として通常問題とされる、従って古典的価値をもった彼の所論が全てこのうちに含まれているし、又他の外国語訳でも、このように一部を撰訳するのが普通だからである、と著者はのべている。用いられたテキストは、パリ版の全集であり、その外原典の四種の版が参照され、又、英・仏・スペイン語に亘る四種の翻訳が参考にされている。

伊藤教授の翻訳は、名だたる「俊秀博士」スアレスの行論のすみずみまで理解のゆき届いた、明快・適確なものである。もともと、例えば聖トマスの文章などと比べて、スアレスのラテン文は相当難読なものであり、普通の研究者には原文を読むことは甚だ荷の重い仕事であるが、伊藤教授のこの見事な翻訳によってわが国の法哲学界・国際法学界は、安心して利用できる貴重な一資料を

供されたわけである。



本書の第一部においては、先づ第一章にスアレスの生涯と業績が簡潔に紹介されている。それに続く三つの章は、スアレスの自然法論、万民法論・正当戦争論の各々を扱った三つの既発表の論文によって構成されているのであるが、一般的なものから特殊な論題へ一貫した内容の筋がよく透って、スアレスの法理論の全体が手際よく展望されるようになっていく。

第二章の「スアレスの自然法論」において著者は、スアレスの所論をギリシヤ以来の自然法論の流れに適切に位置づけつゝ、大約つぎのようになる。スコラ的自然法論の特色は、実定法を基礎づける自然法が、それ自体永遠法への参与であるとされ、永遠法という一そう上級の「超」自然的原理に基礎づけられるところにある。そしてスアレスにとって永遠法は神のうちに存する摂理の原理であって、しかもそれは（聖トマスの忠実な使徒であり、註釈者・敷衍者であるスアレスとしては珍らしく、それを神の智慧あるいはアイデアとするトミスム的伝

統に反して) 神の意志であるとされた。更にそれと聯関して(永遠法は神自らそれに拘束される神の必然的作用であるとする伝統的所説に反して) それは神の無拘束な自由意志行為であるとされた。

ところで、こうした永遠法への参与であり、象徴を通じてその一部を認識するものである自然法とは、それ自身なんなのか? それは「正しい理性の自然的な命令」(二三頁)であり、人間の良心のうちを示される。それは人間的自然 *natura humana* に基くものであり、「人間の道徳的行為の客觀的に善なることの基礎であり、その標準である。」(二七頁) それは「人間の実存の義務づけられた保存と自然的完成 *naturalem perfectionem*」(二七―八頁) とを目的とする手段である。その内容は、三つに分けられる。(一) 道徳の第一の一般的原理、(二) 一そう限定的・特殊的是ではあるが、言葉それ自体から自明な原則、(三) 自然的な第一の原則から、明白な推論によって演繹されるが、熟考によらなければ認識されない結論。そして最後に、このような自然法の原則は、永久法と同じく、不変的であり、又万人共通である。



第三章「スアレスの万民法論」は第二部に訳された前記原典の(一)の方のよく練られた無駄のない表現による要約と解説であって、これを更に簡約に述べるとは至難であるが、要点のみ摘記すればこうなる。スアレスは二種の万民法を区別する。一つは所謂 *ius inter gentium* であり、他は *ius intra gentium* である。前者は固有の意味の万民法であって、諸民族間の交通を規定する万民法の法であり、後者は、各民族・各国家に独立に、それぞれの内部において制定されるものであるが、その規定のおおよその類似の故に万民法と呼ばれるものである。そして殊に前者のような万民法の存在と、その根拠としての人類普遍の社会の存在とをいうことにより、近代的国際法概念を決定的に基礎づけたところに、スアレスの不朽の業跡がある。

前者の万民法はそれ自身慣習法であり、従って人定法であって自然法ではない。後者の万民法はそれ自身市民法であり、従ってこれ亦人定法であって自然法ではない。とはいえこのいづれの万民法も、人間の「自然の本能」によって、「自然的理性」によって知られた文明民族の間での一致した法認識に基いている。従って(前者の万民法が後者のそれより一そう自然法に近く、市民法

に遠いという差異こそあれ）共に自然法と通常の市民法との中間である。伊藤教授は更に、どのようにこれらの万民法が、自然法から又は市民法から区別されるかについて、一そう詳しくスアレスの所説を、随所に適切な批判を加えつゝ分析している。



第四章「スアレスの正当戦争論」は前記原典の(二)に基いた研究である。スアレスは戦争それ自体を悪とする一部の神学者の所説に反して、アウグスチヌス||トマスの正統的学説に流れを汲み、これを平和のための止むをえぬ正当手段であるとして是認する。それは戦争を、不正行為により破壊された秩序の恢復を求める刑罰的正義に根拠づけるからである。伊藤教授によれば、こうした刑罰としての戦争の根拠づけは、次の二つの理由で今日顧みられつゝある。(一)「侵略戦争を禁圧する目的から、戦争をその実質的原因に従って、正当なものとは不正なものとは区別する必要が再び強く説かれるに至ったこと」、(二)「主権国家に上位する権威が、あるいは国際裁判の形式で、あるいは国際組織の形式で、実定国際法の制定と

して確定されつゝあること」、(三)「集団的安全保障制度のような、国際社会の秩序の破壊者に対する有効な制裁の手段が発達しつゝあること」(二〇〇—二頁)。

ところでスアレスにとって、戦争がこうしたものである以上、防禦的戦争は刑罰的正義を命ずる自然法によって当然に正当であり、自づと論議の重点は攻撃的戦争におかれる。攻撃的戦争も次の二つの条件が整うばあいには、正当である。(一) 正当な権力によること、(二) 正当な原因と権限に基くこと、(三) 正当な方法と衡平の法とが守られること。スアレスはこの一々について、詳細に種々のばあいを想定して綿密な議論をすすめるのであるが、それらについての伊藤教授の解説を、いまここには紹介しない。



このように本書の全体を概観した後、伊藤教授の今後のスアレス研究の進みによって解明して頂きたい、と筆者が思う二つの論点を、提示しておきたい。

第一に、自然法をたんに「正しい理性の自然的な命令」として扱えたのでは、自然法の所謂「認識論的側

「面」をみているのみで、他の一そう重要な半面、即ち「各人の実存に固有の個別的人間本性の傾き」としての自然法という「存在論的側面」が閑却されることになる。正しくは先づ後者の自然法が我々人間一人一人の存在のうちにあるからこそ、我々の思惟において前者の自然法を把えることができるのである。この把え方に二つある。一つは我々の本性の傾き自体に支えられての「本然的理性」による、或は「本性の押し促し」*appetitus naturae* による、万人一致した直証的認識によつての、自然法の一般原則の理解であり、他はこうした認識自体を知性によつて自覺的に、説明的に、反省的に認識したり、この一般原則を特定のばあいに適用して具体的帰結をひき出したりする推論された自然法認識である。

聖トマスに依拠して今日トミスによつて強調されるこうした存在論的側面を理解してのみ、例えば、自然法が、よしその存在論的側面において永遠法に依存するとしても、われわれの認識にとつては完全に永遠法から独立のものであり、永遠法など問題にすることなく万人が本性的に、自然法を理解していることが分る。また永遠法から自然法を、自然法から万民法や市民法を、一種流出説的に「續釋」するプーフェンドルフ的・トマジウスの合理的

主義自然法論をもつて、トミスムの自然法論を解しえぬことが分る。又スアレスの自然法論のイデオロギー的制約を論ずることによつて、直ちに自然法そのものの客観性を否定しえたかのごとく思う今日一般化した誤解を批判できる。聖トマスやスアレスによつて説かれた自然法論が存在するから、自然法がわれわれの問題となるのではなくして、自然法が何よりも人間本性の傾きとしてわれわれ各人の実存のうち、に、そして思惟の外に客観しているからこそ、聖トマスやスアレスの学説が、(その時代的制約は充分考慮しつゝ) 今日もなおわれわれの問題となり、伊藤教授のスアレス分析が、今日の我々にとつて単なる骨董趣味以上の価値を帯びるのである。ところでスアレスはその熱愛せる師聖トマスの学説のこの重要な存在論的半面をどう扱ったのだろうか？ 伊藤教授の本書ではよくは分らぬこの点が、第一の問題。

第二に永遠法は「超」自然的なもののだろうか？ 一たい「自然的な世界」と「超自然的な世界」とは、恰も積木を重ねたようにわれわれの認識対象において相重つて存しているのだろうか？ それとも例えば二つの色の相異つた眼鏡をかけて事物を眺めるばあいのように、同じ実質的对象を全然異つた観点から考察する相違なの

か？そして後者のばあいにもなおこの両世界に上・下の秩序があるのは、かける眼鏡の明るさの相違に本質的に基いているといった風ではないのか？聖トマスの解決は、これを後者のばあいのようなものであるとしているように想われる。つまり自然的な世界と超自然的な世界との区別は、その下にわれわれが事物を眺める理性の光の（自明性の）相異であって、われわれの理性の日常の自然的な光の下において観られるかぎりでは、自然的な世界が認識され、他方神よりの恩寵として贈られた超自然的な理性の光の下に照らされてわれわれの理性が事物を眺めるかぎりでは、超自然的な世界がある。後者のばあいのみ神の意志の超自然的啓示としてのキリスト教の教義が信仰的に受け容れられ、この教義に根拠づけて世界の説明が人々に納得される。

こういうわけで、同じく神を対象としてその存在や本性を、智慧や意志や摂理を研究するばあいも、根本的に相異った二つの途が可能である。一つは聖トマスがその著「対異教徒大全」（所謂「哲学スンマ」）でなしているように、万人共通の自然的な理性の光を用いての哲学的な論究の仕方であり、時として聖書を引用するとしても、それは論証の根拠としてではなく、自然的な理性の

光の下に誰にも（信者・未信者を問わず）分る根拠により既に証明されたことを、他の観点からいけば検算し、保証するためである。他の途は超自然的な理性の光に照らされてキリスト教の教義を信仰し前提し、それに基いて研究するばあいであって、固有の意味での神学的な研究である。こうした神学的な説明はもちろんキリスト教徒にしか通用しない。

ところで永遠法も亦、こうした二重の仕方で研究されるのではなからうか？永遠法が信仰の前提なしには妥当せぬ実定的神法（モーセの十戒のごとき）や教会法の根拠と考えられるばあいは、事柄は超自然的世界の系列において問われているのであり、これに反して、自然的理性によって誰でもお互いに理解し合える自然法や万民法や市民法の窮極的存在根拠である、と論証されるばあいには、問題は自然的秩序においてのことであろう。もしそうではなくして永遠法が全く「超」自然的なもののみあるなら、「万民法や自然法を永遠法に基礎づける」というのは結局はキリスト教の教義に根拠づけて説明することであり、それはキリスト教徒以外の誰にも説得力をもたぬやり方である。もしストアレスが永遠法を全く「超」自然的なものとしているなら、伊藤教授のこの

スアレス研究も、その価値を著るしく失うであろう。キリスト教徒の僅少な我国において殆んど通用しない一つの信仰的独断論を、紹介したことになるからである。果してスアレスは、その師聖トマスの伝統に反して、この両秩序の根本的区別点を見失っているのだろうか？これが第二の問題である。



しかしこうした（確かに本書の重点がそこにある）自然法や永遠法の本性についての、今後に残されている若干の問題点は別として、スアレスの万民法論や正当戦争論の正確・明快な原典の翻譯と、簡潔にして論理的なその要約、及びスアレスの所説の国際法史上の穩当な位置づけ、また時に挿入されるこの所説への肯綮にあたる批判などによって、従来その必要が感ぜられながら殆んど未開拓であったスアレスの国際法理論研究に、スタンダードな抛りどころを与え、我国の学会に大きな貢献をなしているものといえよう。

この書物は内容・外観ともに「端麗」とも評すべきものであって、凡そ粗雑ということから遠い。これは著者

の多年に亘る年期の入つたスアレス研究により、練られ磨かれた末の業績だからであろう。 *Contemplare et tradere*（よくよく黙考して、然る後に他に伝える）という——誰にとっても容易ではない——研究者の常道をこの尊敬すべき著者が、身をもって実践しているからである。

——一九五七・八・二四——